

6 地域主権改革の推進について

(財務省、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 「地域主権推進大綱(仮称)」の策定にあたっては、地方の自主性・自立性を高めるものとなるよう、地方からの提案等を踏まえること。
- (2) 法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大について、「従うべき基準」の廃止を含む規律密度の緩和をより一層進めること。また、法案の立案段階において地方への義務付け・枠付けを必要最小限のものとする仕組みを確立するなど、地方の自主性・自立性を高める見地から更なる見直しを行うこと。
- (3) 国の出先機関原則廃止については、政府が地域主権戦略大綱で閣議決定した方針であることから、政府の主導により、その実現に向け、地方の意向を踏まえた取組を確実に進めること。その際には、事務・権限の移譲及び人員の移管等に見合う財源措置が確実に講じられるよう、特に配慮すること。
- (4) 地方税財源の拡充は、税源移譲を基本に進め、あわせて、法定率の引き上げなど、地方交付税の充実強化を図ること。なお、地域自主戦略交付金については、社会保障、教育、社会資本整備など、地域が必要とする事業が着実に実施できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、安易に財政調整機能を持ち込まないこと。
- (5) 直轄事業負担金制度については、制度廃止に向けた具体的な手順等を示し、平成25年度までの早い時期に廃止をすること。その際には、社会資本整備に遅れが生じないように配慮すること。
- (6) 地方分権改革の究極な姿である道州制について、国民的な議論を喚起しながら、早急に検討を開始し、実現に向けた道筋をつけること。

(背景)

政府の地域主権改革の取組については、「国と地方の協議の場」の法制化や義務付け・枠付けの見直しなど一定の成果はあるものの、全体として不十分な状況となっている。全国知事会から政府に提出されている「地域主権改革の推進について～自立した自治体の創造に向けて～」等を踏まえ、地域のことは地域に住む住民が決めるという原点に立ち返り、改革を推進することが求められる。

これまでに行われた義務付け・枠付けの見直しは、地方分権改革推進委員会で見直すべきと勧告された4,076条項の一部にとどまるとともに、「従うべき基準」が相当数存在しているなど、未だ不十分な内容である。また、真に条例制定権の拡大を図るためには、同委員会の第3次勧告で示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組み」などを確立することが必要である。

平成22年12月に国の出先機関原則廃止に向けた「アクション・プラン」が閣議決定され、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について、平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指すこととされたが、未だ法案提出に至っていない。ハローワークの移管については、東西1か所ずつの試行的実施にとどまり、直轄道路・直轄河川の移管についても進展がみられないなど、出先機関の原則廃止には結びつかない状況となっている。

また、広域的实施体制については、中部圏知事会に研究会を設置し、昨年7月に中間とりまとめを行った。さらに、本年5月の東海三県一市知事市長会議における合意事項を踏まえ、国の出先機関の受け皿となる広域連合について部局長級の検討会を設置した。

国の補助金等の一括交付金化については、平成23年度に都道府県分の投資に係る補助金等を対象とする地域自主戦略交付金が創設され、平成24年度は予算総額及び対象事業が拡大された。地方の自由裁量を拡大するという地域自主戦略交付金の本来の理念・趣旨が活かされるには、対象となった補助金等と同額以上の総額確保が不可欠である。また、一部に財政力に応じた配分が盛り込まれたが、財政調整機能は、本来普通交付税が担う役割なので、地域自主戦略交付金に財政調整機能が持ち込まれてはならない。

道州制については、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において「道州制についての検討も射程に入れていく」とされているが、未だ検討がなされていない。一方、政党においては、道州制基本法の制定に向けた動きが活発化しているのに加え、経済界においても、積極的な提言・アピールがなされている。

また、本年4月には、本県知事を含む有志の首長による「道州制推進知事・指定都市市長連合」が発足している。

(参 考)

地域主権改革の取組

21年		22年		23年				24年	
11/17	12/15	3/29	6/22	12/28	4/5	4/28	8/26	11/29	3/9
「地域主権戦略会議」設置の閣議決定	「地方分権改革推進計画」閣議決定	「第1次一括法案」国会提出	「地域主権戦略大綱」閣議決定	「アクション・プラン」閣議決定 出先機関の原則廃止に向けて	「第2次一括法案」国会提出	「第1次一括法案」成立	「第2次一括法案」成立	「義務付け・枠付けの見直し(第3次見直し)」閣議決定	「第3次一括法案」国会提出 「地域主権推進大綱(仮称)」策定予定
		※第1次一括法 ⇒分権計画を受けて法制化 ・義務付け・枠付けの見直し(第3次勧告中地方要望分等)に係る関係41法律の改正		※第2次一括法 ⇒戦略大綱を受けて法制化 ・義務付け・枠付けの見直し(第3次勧告残り分)に係る関係160法律の改正 ・基礎自治体への権限移譲(第1次勧告具体化)に係る関係47法律の改正		※第3次一括法案 ⇒第3次見直しを受けた法案提出 ・義務付け・枠付けの見直し(第2次勧告の一部)に係る関係69法律の改正			